

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2025年12月26日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等の適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等の適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

なお、サステナビリティボンドについては、所管部において、グリーンプロジェクトの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等の適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際市場資本協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等の適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等の適合性について、外部評価を受けていることを確認しております。

ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「船舶関連融資」

- ・環境負荷低減効果に優れた内航船で資金使途が限定された貸付のうち、次の①および②のいずれの基準も充足していると判断されるもの。
 - ①資金使途が「グリーンローン原則」等に定めるグリーンプロジェクトであること
 - ②環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、サステナビリティ委員会において報告・決定しており、適合性の判断についてはシップファイナンス部において行っています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する投融資（資金使途が以下に限定されている投融資）であり、適切な環境アセスメント等により、環境に対するネガティブな影響に対処しているもの

- ・再生可能エネルギー関連プロジェクト（リファイナンスを含む）への投融資
- ・経済産業省所管の省エネルギー設備投資に係る利子補給制度の対象融資
- ・環境省の利子補給事業を活用した環境関連融資（資金使途が「グリーンローン原則」等に定めるグリーンプロジェクトであること）
例：気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業（太陽光発電施設・設備、風力・水力・バイオマス発電施設など）
- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への投融資
- ・認証取得済のグリーンビルディング

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

「資金使途」が（1）の事業に限定されており、FIT法に基づく事業認定の有無、または環境アセスメントの内容の確認等により適合性を判断しております。

当行独自の基準については、サステナビリティ委員会において報告・決定しており、適合性の判断については資金使途をもとに対象投融資が基準に該当することを所管部において行っております。